

## 県営住宅同居承認申請における マイナンバーの利用に関するお知らせ

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、平成29年12月以降の申請者から、マイナンバーの提出により県営住宅の同居承認申請に必要な書類の一部（市（町・村）民税・県民税課税証明書、生活保護の受給証明）の提出が省略できるようになりました。

同居承認申請時にマイナンバーの利用を希望される方は、お問い合わせください。

### **＊ ＊ マイナンバー利用上の注意事項（必ずお読みください） ＊ ＊ ＊ ＊ ＊**

※マイナンバーを提出した方については、県が入居者（申請者）にかわり個人番号により県及び各市町に情報照会を行い、その結果により、同居承認が確定します。

※照会は、前年又は当年の1月1日現在の住所地へ照会を行います。  
現在の住居地と異なる場合は、申し出てください。

※情報照会の結果、情報が取得できなかった場合は、再度書面にて提出していただく場合があります。

※情報照会の結果、疑義が生じた場合は、内容確認のためお問い合わせさせていただきます。

※情報照会の取得状況やタイミングにより、同居承認が遅れる可能性があります。

### **問い合わせ先**

静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 電話 054-255-4824

東部支所 電話 055-920-2271

西部支所 電話 053-455-0025